

指定管理施設の管理運営評価表(評価対象年度:令和4年度)

担当部署名	健康福祉部 健康づくり課
評価対象期間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	0 円

1.施設の概要等

施設の概要	名称	松阪市健診センター
	所在地	松阪市殿町1550番地
	設置目的	平成17年1月1日、1市4町の合併により浮き彫りとなった保健医療面における医療の供給の不足(医師、看護師等のマンパワー)による過疎地域と市街地との格差に対する不安を補い、市民の安心の確保のための体制を整える。この不安解消に向けた現実的な方法として、予防を中心とした保健施策の充実を図り、新市の健診事業の中核、市全体の健診事業の受け皿として、松阪市民病院の隣接に拠点を整備し、市民の保健医療への安心の構築を図る。
	設備の概要	指定管理面積:1,565.75㎡(1階193.00㎡・2階1,372.75㎡)

2.指定管理者の概要等

指定管理者	名称	公益社団法人 松阪地区医師会
	所在地	松阪市白粉町363番地
指定管理業務の内容		(1)健診事業の提供に関すること (2)医学的検査の実施に関すること (3)かかりつけ医の推進及び保健予防事業との連携に関すること (4)病診連携に関すること (5)センターの施設等の維持管理に関すること (6)センターの利用料金に関すること (7)センターの目的を達成するために市長が必要と認める業務
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	健診事業の提供について、新型コロナウイルス感染症対策として、利用者の人数制限や予約時間枠を調整する必要があったが、コロナ禍においても松阪市民病院と会員医療機関との状況に応じた連携を図ることで、かかりつけ医の推進及び保健予防事業に寄与した。健診受検者数について、新型コロナウイルス感染症に伴い減少していたが、令和4年度は以前の水準まで回復した。ただし、地域保健への取り組みとしての公益事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況を勘案し、一部のみの開催となった。医学的検査においては、一年を通じて、引き続き24時間体制で緊急検査に対応した。
	サービスの質の向上	松阪市健診センター条例に基づき、利用し易い料金としている。松阪市民病院および会員医療機関等との連携により、二次検査を受診しやすい体制をとっている。また、利用者の意見、要望の把握に努めた。事故、災害等の緊急事態発生時の対応の為、危機管理委員会を設置し危機管理マニュアルの整備や対応体制を整えている。新型コロナウイルス PCR検査に関しては、昨年度に引き続き、管内医療機関への検査結果の即日報告を可能とした。
	施設・設備等の維持管理	建物、設備及び付帯施設について、松阪市民病院と連携し維持管理を行った。また、医療機器においては、管理責任者を選任し日常点検の実施した。必要に応じて保守・定期点検を外部業者に委託し、維持管理に務めた。臨床検査に関しては日々内部精度管理を実施し、外部精度管理にも参加している。開設後15年経過し、耐用期間の超過した什器備品等について更新・修繕を実施した。日々の清掃や整理整頓を通じて、利用者が快適に受検できる環境を提供した。

指定期間 平成 20年 1月 4日 ~ 令和 5年 3月31日

(単位:円)

		事業計画	事業収支実績				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収支推計	収入	指定管理料	0	0	0	0	0
	事業収入	927,070,000	972,274,193	984,470,902	931,981,305	1,033,405,950	1,002,362,025
	事業外収入	29,830,000	45,473,830	46,438,828	46,081,257	44,647,303	31,075,677
	計(A)	956,900,000	1,017,748,023	1,030,909,730	978,062,562	1,078,053,253	1,033,437,702
	支出	人件費	473,029,000	427,128,555	462,762,757	445,110,219	463,383,370
事務費	512,769,000	524,988,555	574,119,341	523,680,217	589,897,801	582,907,718	
事業費							
計(B)	985,798,000	952,117,110	1,036,882,098	968,790,436	1,053,281,171	1,031,678,979	
収支差引額(A)-(B)		-28,898,000	65,630,913	-5,972,368	9,272,126	24,772,082	1,758,723

3.指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価		
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定	
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。また、職員は理解していたか。	5	A	5	A
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	5		5	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	5		5	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制(作業責任者・業務担当者)は明確になっていたか。	4		4	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	5		4	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	5		4	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	4		3	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。(注1)	4	A	4	A
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	5		5	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	5		5	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	4		4	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	5		5	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。課題がある場合は対応策を講じたか。	4		3	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	5		5	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	5		5	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	5		5	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4.総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <p>健診業務において今年度も新型コロナウイルス感染症が収束せず、受診数の伸び悩みが懸念されたが、受診枠や順路などの再考により受入れ枠を拡充させ、コロナ禍以前の水準に戻った。医学的検査については、昨年度に引き続き集配体制の構築および、管内医療機関へのPCR検査結果の即日報告を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した。</p>	<p>【評価すべき点】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症がまん延する中、事業停止や縮小に至らず、安定的に事業実施が実現できたことは、組織として高い感染防止対策と意識の表れであると評価する。 ・松阪市民病院や管内医療機関との連携により、PCR検査結果の速やかな検査・結果報告や新型コロナワクチンの予診票回収等により、コロナ感染拡大防止と市の進める施策(コロナワクチン接種)に貢献された点について評価する。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <p>現状、検診の予約は2カ月前より受付開始しているが、今年度は、月初めの受付開始時に予約が集中し電話が繋がらないとの苦情を受けた。以前より複数の専用回線にて対応していたが、早急な対応として、電話が繋がらない場合には転送電話による音声ガイダンス応答に変更予定である。今後はネット予約など新たな予約方法等を検討、導入することでサービス向上に努めていく。</p>	<p>【指導すべき点】</p> <p>・検診の予約について、受付開始時の混乱(電話が繋がらない、予約時期の重なり等)が報告されたので、新たな対応(体制、ネット予約等)を検討・導入し、適切な対応を図られたい。 ・利用者意見(アンケート等)を定期的かつ積極的に聴き、日々必要に応じた改善等に努められたい。</p>
<p>【所属長意見(今後の方向性等)】</p> <p>健診センターは、開設から15年が経過し、第1期目の指定管理期間の最終年度となった。 設立目的である、市民の健康の保持及び増進を図り、安定した健診事業、並びに過疎地の住民への健診等事業の提供に資するため、「健診等事業及び医学的検査」を行う地域の保健医療の推進拠点として、その目的や役割を十分に理解し、施設を有効に活用し、有用な運営がなされている。 令和5年度からは、第2期目の指定管理期間(10か年)となるが、審査選定の結果、引き続き公益社団法人 松阪地区医師会に管理運営をいただくことになった。 今後においても、十分に感染症対策等を実施し、市民の健康の保持及び増進のため、情勢や利用者の意見を聴き、ニーズに応えた健診・検査メニューの提供を行うとともに、利用しやすく、市民に愛される環境づくり等に努めていただき、引き続き、地域医療・地域保健の拠点としての役割を適切に担っていただきたい。 なお、躯体的な施設設備(空調等)については、(開設から15年が経過したことからも、)松阪市民病院や指定管理者等と連携し、年次計画等を元に適切な更新や修繕等を実施していきたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる